

## 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成 20 年 2 月 26 日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、特定家庭用機器に係る対象範囲、再商品化率、廃棄物処理基準その他の特定家庭用機器の再商品化等(再商品化等と一体的に行うことが必要な事項を含む。)及び適正処理に関する専門的事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

## 特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会の概要

### 1. 設置の趣旨

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の見直しに関しては、平成 18 年 6 月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループの合同会合において検討が行われ、平成 20 年 2 月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について（意見具申）」が取りまとめられた。

意見具申においては、液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機を対象品目として追加すべきとされており、これらに係る再商品化率等及び廃棄物処理基準の検討が必要である。また、意見具申においては、現行の対象品目についても、リサイクル技術の向上と消費者のリサイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断しながら再商品化率について検討すべきとされており、これらに係る再商品化等の在り方及び廃棄物処理基準についても検討する必要がある。

これらの事項を含め、特定家庭用機器の再商品化・適正処理に係る専門的事項について検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に標記専門委員会を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 新規追加品目に係る具体的な対象範囲
- (2) 新規追加品目及び現行対象品目に係る再商品化等に係る義務率及び再商品化等と一体的に行うことが必要な事項
- (3) 新規追加品目及び現行対象品目に係る廃棄物処理基準 等

### 3. 検討スケジュール

月 1 回程度専門委員会を開催し、夏頃を目途に報告書を取りまとめる予定。

### 4. 運営方針

- ・専門委員会は、学識経験者、関係業界、地方公共団体関係者等から構成する。

## 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成 20 年 2 月 26 日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、家電小売業者のリユース・リサイクルの仕分けに係るガイドライン、引き取った特定家庭用機器の引渡先等の記録・報告等を通じたチェック体制の強化その他の家電小売業者による特定家庭用機器の適正引取・引渡確保に関する専門的事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

## 特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための 適正引取・引渡に関する専門委員会の概要

### 1. 設置の趣旨

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の見直しに関しては、平成18年6月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループの合同会合において検討が行われ、平成20年2月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について（意見具申）」が取りまとめられた。

意見具申においては、家電小売業者が引き取った特定家庭用機器のメーカーへの円滑かつ適正な引渡を確保するため、リユース・リサイクルの仕分けに係るガイドラインを策定するとともに、家電小売業者に、引き取ったすべての特定家庭用機器について、その引渡先やリユース取扱の基準等の記録・報告を求めるなど、チェック体制を強化する必要があるとされている。

これらの事項を含め、特定家庭用機器の適正引取・引渡に関する専門的事項について検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に標記専門委員会を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 家電小売業者のリサイクル・リユースの仕分けガイドライン
- (2) 家電小売業者による引き取った特定家庭用機器の引渡先やリユース取扱の基準等の記録・報告など、家電小売業者による適正引取・引渡確保のためのチェック体制の在り方 等

### 3. 検討スケジュール

月1回程度専門委員会を開催し、夏頃を目途に報告書を取りまとめる予定。

### 4. 運営方針

- ・専門委員会は、学識経験者、関係業界等から構成する。